

使用済小型電子機器等の再資源化の促進に関する法律施行令 新旧対照条文
 廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行令（昭和四十六年政令第二百号）

（傍線部分は改正部分）

改正案	現行
<p>（事業者の産業廃棄物の運搬、処分等の委託の基準） 第六条の二 法第十二条第六項の政令で定める基準は、次のとおりとする。</p> <p>一～五（略）</p> <p>六 第六条の十二第一号又は使用済小型電子機器等の再資源化の促進に関する法律施行令（平成二十五年政令第 号）<u>第四</u>条第一号の規定による承諾をしたときは、<u>これらの号</u>に規定する書面の写しをその承諾をした日から環境省令で定める期間保存すること。</p>	<p>（事業者の産業廃棄物の運搬、処分等の委託の基準） 第六条の二 法第十二条第六項の政令で定める基準は、次のとおりとする。</p> <p>一～五（略）</p> <p>六 第六条の十二第一号の規定による承諾をしたときは、<u>同号</u>に規定する書面の写しをその承諾をした日から環境省令で定める期間保存すること。</p>

公益通報者保護法別表第八号の法律を定める政令（平成十七年政令第四百十六号）

（傍線部分は改正部分）

改正案	現行
<p>公益通報者保護法別表第八号の政令で定める法律は、次のとおりとする。</p> <p>一〓<u>四百三十一</u>（略）</p> <p><u>四百三十二</u> 使用済小型電子機器等の再資源化の促進に関する法律（平成二十四年法律第五十七号）</p> <p><u>四百三十三</u> 都市の低炭素化の促進に関する法律（平成二十四年法律第八十四号）</p>	<p>公益通報者保護法別表第八号の政令で定める法律は、次のとおりとする。</p> <p>一〓<u>四百三十一</u>（略）</p> <p><u>四百三十二</u> 都市の低炭素化の促進に関する法律（平成二十四年法律第八十四号）</p>

改正案	現行
<p>（産業技術環境局の所掌事務）</p> <p>第七条 産業技術環境局は、次に掲げる事務をつかさどる。</p> <p>一～二十七（略）</p> <p>二十八 使用済小型電子機器等の再資源化の促進に関する法律（平成二十四年法律第五十七号）の施行に関すること。</p> <p>二十九～三十二（略）</p> <p>（リサイクル推進課の所掌事務）</p> <p>第六十五条 リサイクル推進課は、次に掲げる事務をつかさどる。</p> <p>一～四（略）</p> <p>五 使用済小型電子機器等の再資源化の促進に関する法律の施行に関すること。</p>	<p>（産業技術環境局の所掌事務）</p> <p>第七条 産業技術環境局は、次に掲げる事務をつかさどる。</p> <p>一～二十七（略）</p> <p>二十八～三十一（略）</p> <p>（リサイクル推進課の所掌事務）</p> <p>第六十五条 リサイクル推進課は、次に掲げる事務をつかさどる。</p> <p>一～四（略）</p>